



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

## 厚労省人材開発統括官に要望 専門実践教育訓練給付金制度の見直しを

公益社団法人日本看護協会（会長・高橋弘枝、会員76万人）は3月22日、厚生労働省の岸本武史人材開発統括官に、令和7年度予算・政策に関する要望書を提出しました。

報道関係の皆さまにおかれましては、今回の要望の趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介いただきますよう、お願い申し上げます。

医療の高度化、高齢化に伴う患者像の複雑化により、看護師には、幅広い専門的知識や高い判断能力が求められています。

このため、3年間の看護基礎教育では、時間数が不足することから、修業年限を4年に延長する養成所があり、また、看護系大学の数は増えています。

一方、専門実践教育訓練給付金制度では、給付対象講座の訓練期間は、資格に必要な最短の期間と定められており、短大や専門学校など、3年制の看護師養成課程は、本制度の給付対象となるものの、4年間の教育を行う大学や養成所は、対象に指定されていません。

これらを踏まえ、本会は、専門実践教育訓練給付金制度の対象に4年間の教育を行う看護師養成所および大学を追加し、3年分の費用を支給することを要望しました。

高橋会長は、「社会人経験者は、看護師の資格取得を目指す際、仕事を辞めて養成所などで学んでいる」ことを指摘し、「本制度での最短コースが給付対象であれば、大学や4年制の養成所などの、3年分でも給付対象としていただきたい」と求めました。

岸本人材開発統括官は、要望の趣旨は理解したと述べ「専門実践教育訓練給付金制度は雇用保険料で運用している」ことを踏まえ、「最短コースを給付対象としているが、看護師教育の在り方が転換期であるならば、検討が必要」との考えを述べました。



岸本人材開発統括官（右）に  
要望書を手渡す高橋会長

### 《 要 望 事 項 》

専門実践教育訓練給付金制度の対象として、4年間の教育を行う  
看護師養成所及び大学を追加

令和6年3月22日

厚生労働省

人材開発統括官 岸本 武史 殿

公益社団法人 日本看護協会

会長 高橋 弘 枝



## 令和7年度予算・政策に関する要望書

医療の高度化、高齢化の進展に伴う患者像の複雑化、さらに、地域包括ケアシステムの推進により療養の場が医療機関から地域のあらゆる場所へと広がっていること等により、看護の現場ではこれまで以上に幅広い専門的知識や高い判断能力が求められています。

こうした社会・医療環境において、看護師に求められる役割を発揮するためには、3年間の看護基礎教育では時間数が不足する現状があり、大学や修業年限を4年に延長し、看護実践能力の向上に向けた教育を行う養成所も増えています。

つきましては、社会人経験者が社会に求められる役割を果たす看護師となるため、充実した学びの場を選択できるよう、以下の事項につきまして、格別のご高配を賜りますよう要望いたします。

### 要 望 事 項

- 専門実践教育訓練給付金制度の対象として、4年間の教育を行う看護師養成所及び大学を追加

# 1. 専門実践教育訓練給付金制度の対象として、4年間の教育を行う看護師養成所及び大学を追加

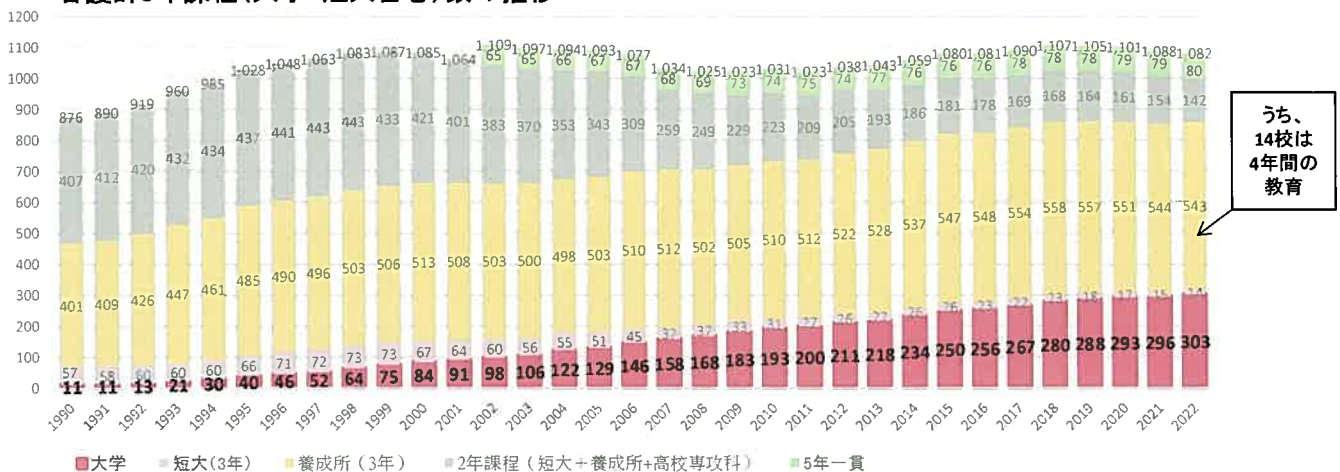
- 看護師の人材不足や看護師に求められる資質が高まっていることを受けて、看護師を養成する大学及び4年間の教育を行う看護師学校養成所を専門実践教育訓練給付金制度の対象とし、3年分の教育訓練にかかる費用を支給する仕組みとされたい。

※看護系大学の入学者の多くは20歳未満であり、雇用保険の加入等、教育訓練の給付条件を満たすと想定される20歳以上の者は、わずか453人(1.7%)である。

## 看護師3年課程(大学・短大含む)数の推移

看護師3年課程(大学・短大含む)では大学の数が増加している。大学の入学者数は年間26,517人である。年齢内訳は20歳未満が26,064人(98.3%)と多く、20歳以上は453人(1.7%)である。

看護師3年課程(大学・短大含む)数の推移



出典:看護関係統計資料集(各年度版)※2018年は「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」より作成

看護系大学の年齢別入学状況



出典 令和4年 看護関係統計資料集